



子育て中の皆さん!母子保健推進員をよろしくお願ひします

母子保健推進員は、西原町公式子育てサポーターです。

- ① 乳幼児健診での身体計測
- ② 健診未受診者の受診勧奨
- ③ ベビースクールでの託児
- ④ こんにちは赤ちゃん訪問事業 等で活躍しています。

なお、こんにちは赤ちゃん訪問事業は、全国の市町村で実施していて生後4か月までの赤ちゃんがいる家を、子育て情報をお届けしながら全て訪問します。訪問時は、お気軽にお声かけください。

私たちが母子保健推進員です!!

| | | | | | |
|------------------------|--|----------------------------|-------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 安里 キヨ子 美咲・東崎・我謝 | 伊波 嘉子 上原2丁目 | 大城 静枝 津花波・小橋川・西原台団地 | 新垣 きよみ 翁長 | 小谷 林 幸地・幸地高層・幸地ハイツ | 城間 則子 与那城 |
| 池間 綾子 上原1丁目 | 亀山 千恵子 徳佐田・森川・千原 | 富村 美佐枝 坂田高層・坂田・翁長 | 平良 初枝 嘉手苅・掛保久・内間 | 宮城 健子 翁長 | 下地 昌子 県営西原団地・呉屋・内間団地 |
| 玉那覇 隆子 小那覇 | 比嘉 朝子 平園・西原ハイツ | 高良 一恵 兼久 | 宮城 眞理 小波津・小波津団地 | 伊良部 典子 安室・桃原・池田 | 笹倉 絹代 棚原 |
| 石川 章子 我謝 | <p>内間、内間団地、小橋川、西原台団地では、現在も母子保健推進員を募集しています。興味がある方は、健康支援課までお問い合わせください。</p> | | | | |

【お問い合わせ】健康支援課 保健予防係 ☎098-945-4791

医療法人 和み会

城間 医院

西原中学校向かい
電話: (098) 945-4551

内科 胃・大腸カメラ 生活習慣病 など

心療内科 心の不調 睡眠障害 など

受水槽や高置水槽の管理は、建物の管理者(所有者)の責任です!

貯水槽水道(受水槽や高置水槽のある建物)を使用している場合、貯水槽以降の水質の管理は、建物の所有者または管理者が行うことになっています。

安全でおいしい水道水を配水管からお届けしても、受水槽や高置水槽などの内部が不衛生では、安心して水道水を飲むことができません。管理が不適切な場合が見受けられますので、十分な衛生管理をお願いします。

貯水槽水道

タンク容量 10m³を超える

簡易専用水道 水道法により清掃及び検査が義務付けられています(下記管理基準参照) 検査、指導等は福祉保健所が行っているため、各種届出、報告が必要となります。

タンク容量 10m³以下

小規模貯水槽水道 簡易専用水道に準じて管理するよう努めなければなりません(西原町給水条例) 設置者と利用者が同一の戸建住宅(一般家庭)は、管理基準の対象外ですが適正な管理を心がけてください。

| | | |
|------|--|--|
| 管理基準 | 1 貯水槽の清掃 1年に1回、定期的に貯水槽(タンク)の清掃を行い、清掃時に水槽内の破損や劣化の点検を行きましょう。 | 3 水質検査の実施 1年に1回以上、定期的に水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の有無に関する水質の検査を行きましょう。 |
| | 2 貯水槽の点検 有害物、汚水等に汚染されていないか、水槽内に異物の混入がないかなど、定期的に点検を行きましょう。 | 4 給水停止及び利用者への周知 供給する水が人の健康を害するおそれがあるときや、ただちに給水を停止し、その水を使用する事が危険であることを関係者に周知してください。 |

※貯水槽清掃業、同水質検査業の登録業者については、南部福祉保健所(☎889-6799)または上下水道課へお問い合わせください。

第63回水道週間 令和3年度水道週間スローガン 「生活も ウイルス予防も 蛇口から」

毎年6月1日～7日は「水道週間」です。節水へのご協力をお願いします。

【お問い合わせ】上下水道課 給水係 ☎098-945-4934

下水道接続工事に補助金を助成します

敷地内の排水設備工事(浄化槽などから下水道への切替工事)に補助金を助成します。きれいな海や川を守り、快適な生活環境の向上を図るために、早めの接続をお願いします。

助成内容 ※新築建物の工事は除きます。

| 建物の種類 | 合併処理浄化槽を設置している建物 | 単独処理浄化槽または、汲み取り式便所を設置している建物 |
|-------|----------------------------|-----------------------------|
| 補助額 | 工事費が5万円以上の場合 5万円 | 工事費が10万円以上の場合 10万円 |
| | 工事費が5万円未満の場合 掛かった金額 | 工事費が10万円未満の場合 掛かった金額 |

補助対象は、下水道が使用できる区域で、下水道への接続が可能になった日以降に申請された補助要綱の条件を満たしているものです。詳細は、西原町ホームページ(トップページ→暮らし・手続き→下水道→下水道接続工事の補助金)がスタートしました)をご確認いただくか、上下水道課へお問い合わせください。

【注意】工事の途中または完了後の申請はできません。必ず、工事着手前に補助金交付決定通知書を確認してください! **予算がなくなり次第終了となります**

【お問い合わせ】上下水道課 下水道施設係 ☎098-945-4934

目頃の感謝を込めて

外壁塗装・屋根防水工事 毎月先着 **5名様** をご契約された方

無料見積!!

無料相談!!

一級塗装技能士・一級ウレタン防水技能士・建築士のいるリフォーム店!

塗装・防水・外構

リフォーム工事の専門店!

～真心込めて～

ちゅららペイント

TEL 098-945-7170

西原町字兼久 261-2 ちゅらら工房 検索

ちゅらら工房 株式会社